

障害者雇用促進法に基づく

香川県教育委員会障害者活躍推進計画の実施状況の公表

評価年度	令和6年度
目標に対する達成度	<p>1 採用に関する目標 (目標) 各年6月1日時点の障害者雇用率：法定雇用率以上 (実雇用率) 2.74% (令和6年6月1日時点) ※法定雇用率2.7%</p> <p>2 定着に関する目標 (目標) 不本意な離職者を極力生じさせない。 (実績) 不本意な離職者を極力生じさせないよう、定期的な面談や必要な支援に取り組んだ。</p>
取組内容の実施状況	<p>1 障害者の活躍を推進する体制整備</p> <ul style="list-style-type: none">○障害者雇用推進者として副教育長を選任し、障害のある職員の雇用の促進及び定着等に向けて取り組んだ。○障害者の職業生活全般の相談や指導を行う障害者職業生活相談員に選任予定の者5名について、障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させ、専門知識の向上に努めた。○障害者職業生活相談員を障害者が5名以上勤務する県立学校について、新たに3名選任した。(令和6年7月)○計画の推進体制として、障害のある職員の参画を求めて「障害者雇用推進に係る検討会」を設置しており、目標の達成状況や課題の確認等を行った。(令和7年2月)○障害者職業生活相談員の選任の有無に関わらず、障害のある職員が所属長又は上司や県教育委員会事務局の人事担当課に相談することができる体制を設置しており、この相談窓口の利用について、様々な機会を通じて周知した。 <p>2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p> <ul style="list-style-type: none">○障害のある職員の特性や能力などを把握し、可能な限り本人の希望も踏まえた上で、本人にあった業務の割振りや職場の配置などの検討を行った。 <p>3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人員管理</p> <ul style="list-style-type: none">○職場等の満足度や必要とする配慮等を把握する目的で障害のある職員を対象にアンケートを実施し、その結果等を踏まえて検討を行った上で、合理的配慮の提供のため必要と認められる就労支援機器(車イス、手すり等)の購入等、必要な措置を講じた。なお、措置を講じるに当たっては、障害のある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施した。 <p>○障害者雇用促進法の趣旨を踏まえ、身体・知的・精神障害者を対象とした正</p>

	<p>規職員及び非常勤職員採用試験を実施するなど、障害者雇用に積極的に取り組んでおり、採用試験の実施に当たっては、受験者からの申出に基づき、障害の状況等に応じた受験上の配慮の提供を行った。</p> <p>○職員の募集や採用に当たっては、均等な機会を確保するため、以下の取扱いを行わなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できるといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。 <p>○障害のある職員の採用日から一定期間経過後の在職状況など、定着状況に関する実績を把握した。</p> <p>4 その他</p> <p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進した。</p>
<p>「目標に対する達成度」及び「取組内容の実施状況」に対する点検結果</p>	<p>○採用に関する目標及び定着に関する目標を達成している。</p> <p>○取組内容の実施状況についても計画通り適切に対応している。</p>
<p>計画の見直し・修正</p>	<p>今後、必要に応じて計画の見直し等を行う。</p>

障害者雇用促進法に基づく

香川県教育委員会障害者活躍推進計画の実施状況の公表

評価年度	令和7年度
目標に対する達成度	<p>1 採用に関する目標 (目標) 各年6月1日時点の障害者雇用率：法定雇用率以上 (実雇用率) 2.76% (令和7年6月1日時点) ※法定雇用率2.7%</p> <p>2 定着に関する目標 (目標) 不本意な離職者を極力生じさせない。 (実績) 不本意な離職者を極力生じさせないよう、定期的な面談や必要な支援に取り組んだ。</p>
取組内容の実施状況	<p>1 障害者の活躍を推進する体制整備</p> <ul style="list-style-type: none">○障害者雇用推進者として副教育長を選任し、障害のある職員の雇用の促進及び定着等に向けて取り組んだ。○障害者の職業生活全般の相談や指導を行う障害者職業生活相談員に選任予定の者7名について、障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させ、専門知識の向上に努めた。○障害者職業生活相談員を総務課に新たに2名選任するとともに、障害者が5名以上勤務する県立学校についても、新たに4名選任した。 (令和7年8月)○計画の推進体制として、障害のある職員の参画を求めて「障害者雇用推進に係る検討会」を設置しており、目標の達成状況や課題の確認等を行った。 (令和7年11月)○障害者職業生活相談員の選任の有無に関わらず、障害のある職員が所属長又は上司や県教育委員会事務局の人事担当課に相談することができる体制を設置しており、この相談窓口の利用について、様々な機会を通じて周知した。 <p>2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p> <ul style="list-style-type: none">○障害のある職員の特性や能力などを把握し、可能な限り本人の希望も踏まえた上で、本人にあった業務の割振りや職場の配置などの検討を行った。 <p>3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人員管理</p> <ul style="list-style-type: none">○職場等の満足度や必要とする配慮等を把握する目的で障害のある職員を対象にアンケートを実施し、その結果等を踏まえて検討を行った上で、合理的配慮の提供のため必要と認められる就労支援機器(スロープ、ヘッドセット等)の購入等、必要な措置を講じた。なお、措置を講じるに当たっては、障害のある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施した。

	<p>○障害者雇用促進法の趣旨を踏まえ、身体・知的・精神障害者を対象とした正規職員及び非常勤職員採用試験を実施するなど、障害者雇用に積極的に取り組んでおり、採用試験の実施に当たっては、受験者からの申出に基づき、障害の状況等に応じた受験上の配慮の提供を行った。</p> <p>○職員の募集や採用に当たっては、均等な機会を確保するため、以下の取扱いを行わなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できるといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。 <p>○障害のある職員の採用日から一定期間経過後の在職状況など、定着状況に関する実績を把握した。</p> <p>4 その他</p> <p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進した。</p>
<p>「目標に対する達成度」及び「取組内容の実施状況」に対する点検結果</p>	<p>○採用に関する目標及び定着に関する目標を達成している。</p> <p>○取組内容の実施状況についても計画通り適切に対応している。</p>
<p>計画の見直し・修正</p>	<p>今後、必要に応じて計画の見直し等を行う。</p>